



三次市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により工事監査を実施したので、
同条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月31日

三次市監査委員 升本 美知子

三次市監査委員 増田 誠 宏



(別紙)

第1 監査対象工事

1	工 事 名：県立総合技術研究所林業技術センター解体撤去工事 工事場所：三次市十日市町字高平10168-1 外 地内 請負金額：80,042,600円 (取引に係る消費税及び地方消費税含む) 工 期：令和6年5月31日から令和7年1月31日まで 所管部署：三次市危機管理監危機管理課
2	工 事 名：市営下原住宅外壁改修工事(第2期) 工事場所：三次市十日市西二丁目1955番1 地内 請負金額：60,722,700円 (取引に係る消費税及び地方消費税含む) 工 期：令和6年6月10日から令和6年12月27日まで 所管部署：三次市総務部財産管理課

(いずれも変更後の契約による)

第2 監査の実施期間

令和6年10月16日から令和7年3月25日まで

第3 監査の方法

令和6年度に施工中の工事の中から2件を抽出し、計画、設計、積算、契約、施工、検査、維持管理等が適正かつ効率的に行われているかどうかについて、関係書類の提出を求め、調査するとともに、各部署の担当者から説明を聴取した。

また、工事施工箇所の現地調査を行った。

なお、実施にあたっては、協同組合総合技術士連合と工事技術調査業務委託契約を締結し、技術士1名の派遣を受けた。

第4 監査の結果

工事に係る関係書類及び施工状況を調査した結果、概ね良好である

と認められた。

第5 監査委員の意見

公共工事の実施にあたっては、今後も環境へ十分に配慮されるとともに、技術士から意見、要望のあった事項について改善を図られ、技術水準の向上及び安全管理に対する意識の向上に努められたい。

また、三次市の財政状況もふまえ、最小の経費で最大の効果が得られるよう事業執行の効率化を図り市民生活の向上に努められたい。